

金沢地方裁判所委員会（第4回）議事概要

- 1 開催日時
1月24日（月）午後1時～ 法廷傍聴（刑事）
午後2時～午後4時 意見交換
- 2 開催場所
金沢地方裁判所大会議室
- 3 出席者
鈴木健太委員長，板橋興宗委員，上田弘志委員，徳田八十吉委員，中島史雄委員，宮川昌江委員，山本寿子委員，鳥毛美範委員，畠山美智子委員，谷岡賀美委員，伊東一廣委員
（オブザーバー）
金沢簡裁荒井庶務課長
（事務担当者）
安藤事務局長，石崎民事首席書記官，西下刑事首席書記官，西野事務局次長，平鍋総務課長，仲総務課課長補佐，角谷庶務係長
- 4 意見交換テーマ
（1）刑事裁判の現状と課題
（2）外国人事件における通訳人の確保の方策
（3）裁判員制度についての広報活動の進め方
- 5 議事
（1）開会前，委員が刑事裁判（道路交通法違反事件）の法廷を傍聴した。
（2）野田前委員長の異動に伴い，鈴木健太金沢地方裁判所長が委員長に互選された。
（3）荒井金沢簡裁庶務課長から，前回のテーマ「簡易裁判所の役割等について」の議論の結果を踏まえた当庁の施策の実施及びその効果について，説明を行った。
（4）伊東委員から，刑事裁判の現状（外国人事件における通訳人確保の現状を含む）及び金沢地方裁判所における裁判員制度対象事件について，平鍋総務課長から，裁判員制度の概要及びその広報活動の実施状況についてそれぞれ説明を行った。
（5）意見交換
発言の要旨は別紙のとおり
（6）次回の意見交換テーマ
「民事裁判の現状と課題・裁判員制度について」
（7）次回開催期日
平成17年5月26日午後1時30分

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

(は委員長の発言・ は委員の発言・ は裁判所所属の委員の発言)

1 法廷を傍聴しての意見，感想等

傍聴席の最前列で傍聴したが，検察官，弁護士及び被告人の声が非常に聞き取りにくかった。被告人にとっても自分のことが話されているのに意味がよく分からないのではないか。プロである検察官や弁護士は，学校の教師が本を読んで聞かせるように明瞭に話すべきであり，そのための訓練もすべきである。

裁判員制度が始まると，一般市民である裁判員が裁判官と同じ位置に着席することとなる。傍聴席よりは聞き易いであろうが，法曹三者にとっては使い慣れ，聞き慣れていることから聞こえたつもりになっている被告人の言葉も，裁判員には理解できないこともある。その点では何らかの対策が必要である。

仕事柄一般市民に話すことがよくあるが，その際は，できるだけ専門用語を使わないように心がけている。専門用語は使う方にとっては非常に楽なものであるが，案外，相手に浸透していない。裁判員制度導入等，市民に開かれた裁判所を目指すのなら，専門用語を使わず平易な言葉を使うべきである。

検察庁では裁判員制度施行に向けて勉強会を開催している。一般市民である裁判員に内容を理解してもらえるように発言するのは当然であり，今後，その中でさらに徹底したい。

指摘の内容は真摯に受け止めたい。法曹三者としてはこれまでも分かりやすい裁判手続に留意してきたが，今後もなお一層被告人をはじめ傍聴人にも理解し易いよう，発言の仕方や専門用語の使用を避けるような工夫を心がけたい。

2 刑事裁判の現状と課題

迅速化への取組についての説明の中で，即日の判決言渡しもあるとのことであったが，本日傍聴した事件などはまさにそれにあたると思うのだがどうか。

個々の事案についてコメントはできないが，一般的には，事案によっては，裁判官が検察官や弁護人の意見を聞いて即日の判決言渡しを行うこともある。また，弁護人の中には即日の判決言渡しを行わないで欲しいと述べる人もある。それは，判決期日までにより反省し，感銘力が高まるからとか，即日の言渡しでは「こんなものか」と思われるのも良くないといった考えによると思われる。

平均審理期間について，全国平均に比べわずかであるが金沢が長いのはなぜか。何か背景となる理由があるのか。

平成15年には判決までの期限が区切られるいわゆる百日裁判や大型事件が係属したことで，追起訴が比較的多くなされること等が考えられる。第1回期日までの日数を短縮する等，様々な方法を検討して適正で迅速な事件処理に努めたい。

事件数に比べて裁判官の数が少ないため，百日裁判や大型事件が係属したときに他の事件に手が回らないという状態が生じているように感じる。

適正迅速な事件処理が望まれるのは当然であるが，迅速のために適正さが疎かになってはいけない。審理期間を問題にするのではなく，大切なのは審理回数ではないだ

ろうか。

当庁の場合いずれに該当するかという詳細な検討はしていないが、審理期間が長くなる理由として、審理回数がほぼ同じなのに第1回期日までの期間や期日と期日の間隔が長い場合と審理回数がより多い場合が考えられる。

サリン関連事件が未だに係属している。しかも、多額の弁護士費用を国が負担しているという。常識では不思議なことである。一般国民からすれば、「裁判って何じゃ」という印象がある。

特定の事件について論じるのは相当ではないが、サリン関連事件は、重大な事件で多数の人が関係しているためどうしても長くなってしまいが、これは極めて例外とお考えいただきたい。ただ、今後、裁判員制度が導入されて、そういった事件も短期間で審理する必要があり、非常にシビアな問題であると考えている。

3 外国人事件における通訳人の確保の方策

通訳人は誰が付けてその費用はいくらか。

裁判所が付ける。費用は訴訟費用であるが、すべての者はその理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられることを保障されていると定めた市民的及び政治的権利に関する国際規約の規程によって、その訴訟費用は被告人に負担させない扱いとしている。費用の金額についての基準はない。通訳人確保の困難さ、審理回数等によって、金額が上下する。

また、公平感を担保するため、捜査段階と異なる通訳人を付けるように努力している。

裁判所は、通訳人候補者をどのように確保しているのか。

国際交流協会への依頼、現に候補者となっている方からの紹介、様々な機関へのパンフレットの配布、ホームページへの掲載等である。

法律用語の通訳は難しいものだと思うがどうか。

言語別の通訳人用ハンドブックを最高裁が発行している。そこでは、かなりの法律用語、法廷用語が網羅されており、それを候補者に読んでいただいている。また、候補者となっただけ前には、部総括裁判官が面接し、実際に文章を訳してもらってその適性を見るようにしている。

通訳人の通訳が正確かどうか、弁護人がもう一人通訳人を付けることはできるのか。

以前、弁護人の横に弁護側の通訳人を座らせるかどうかという論争があったこともあるが、現在はそのことで特に論議が交わされることはない。弁護人が必要と感じれば、傍聴席に座らせているようである。また、法廷での通訳人を介したやり取りは録音しており、何か問題になった場合にはそれで検証もできる。

4 裁判員制度についての広報活動の進め方

辞退理由があるにしても、すべての有権者が裁判員になる可能性がある。そういった広い範囲を対象とした広報の方法はなかなか思い付かない。現状では、知っている人は知っているし、知らない人は知らないという感じである。

全国的なレベルでは、最高裁や法務省がそれぞれ予算を確保して行うが、それだけではなく、石川県或いは金沢市といったレベルで行えることで何かないかということである。

パンフレットの置き場所であるが、裁判所をはじめとして関係する事業所においてもだめである。一般の人が集まりやすい公民館，バス停，駅等に置くのが良いと考える。市役所，県庁は用がないと行かない。

県は，目で見える，形として残るものでは「ほっと石川」という冊子を年4回，各世帯に配布している。また，町会を通じて文書を配布することもある。その他，テレビ，ラジオ，新聞等のメディアを利用する方法もある。

裁判員制度の広報について知らせる内容として，制度そのものと自分が裁判員に選ばれたときの疑問や不安に応えるためのものという二点があると思う。

配布したりホームページに載せるものは，視覚に訴えるものでないといけない。文字ばかりだと読もうという気にならない。

各方面に協力を求めて，まず全戸配布をしてみてもどうか。